

令和6年度介護保険施設等集団指導

滝沢市福祉部高齢者福祉課

目次	1	集団・運営指導、監査及び措置について
	2	自主返還及び返還命令について
	3	運営指導の流れ
	4	令和6年度運営指導の実施状況について
	5	令和6年度運営指導の指摘事項について
	6	各種申請・届出に係る留意事項について
	7	電子申請・届出システムについて
	8	事故報告について
	9	介護サービス情報の公表について
	10	令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項について
	11	よくあるお問い合わせ
	12	その他（事務連絡）

1 集団・運営指導、監査及び措置について

集団・運営指導

★目的及び検査内容
【周知の徹底】

- ・介護給付サービスの取扱い
- ・介護報酬の請求

★頻度

運営指導：6年に1回
※施設系は3年に1回
集団指導：毎年

→行政指導として実施。
ただし、運営指導で不正の疑いが発覚すれば、監査に移行する。

※あくまでも「指導」を目的として実施することから、事前に日程調整や資料の作成を求める。

監査

★目的及び検査内容
【的確な把握】

著しい運営基準違反、不正請求、虐待等に関する事実関係。

→法令上の措置

事業上の行為及び事業上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにする。

※虐待等、利用者の生命に関わる場合や、事実の隠蔽の恐れがある場合には事前通告を行わずに監査を実施したり、運営指導から監査へ切替える場合もある。

措置

★勧告（行政指導）

監査の実施機関（振興局）が監査結果を県保健福祉部長あて報告し、知事から勧告結果が伝達される。

★命令（勧告に従わない場合、行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、改善命令が下される。

★指定の取消、効力の一部又は全部の停止（行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、処分の程度が決定される。

(参考) 行政処分の程度決定と処分の判断基準

【行政処分の程度】

介護保険法第77条(指定の取り消し等)等において、人員基準違反等各号のいずれかに該当する場合は、指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

指定取り消し

- 指定そのものを取り消し。

指定の全部効力停止

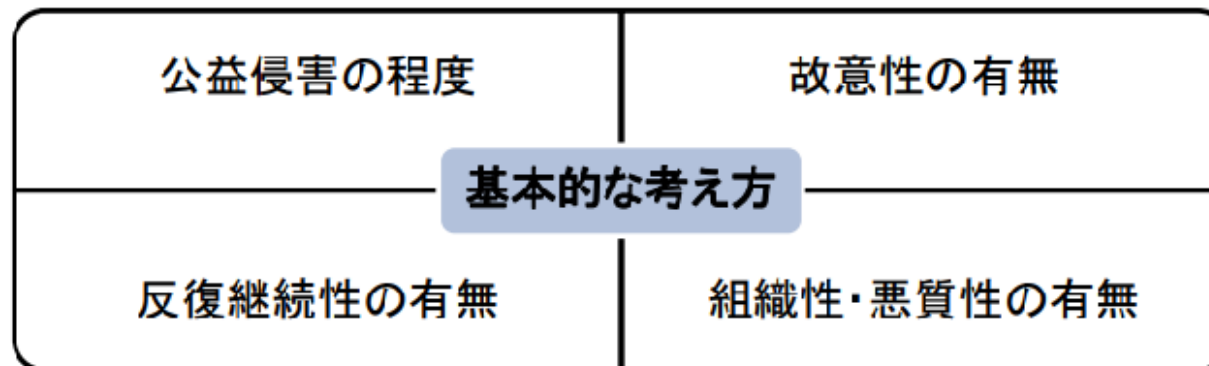
- 期間を定め、指定の効力の全てを停止。

指定の一部効力停止

- 期間を定め、新規受け入れ停止等(報酬の一部減額も可能)。

【行政処分の判断基準】

行政処分等の実施及び程度の決定にあたっての基本的考え方(H20.5.21全国介護保険指導監督担当者会議資料)



引用：厚生労働省『令和3年度介護サービス事業所等の監査及び行政処分の流れ等について』

2 自主返還及び返還命令について

自主返還

運営指導・監査の結果、行政上の処分に至らない軽微な改善を要すると認められ、これに係る介護給付費の過誤が認められる場合、事業所が自ら精査し、既に請求、受領した介護給付費について不当に該当する部分を自主返還するもの。

返還命令

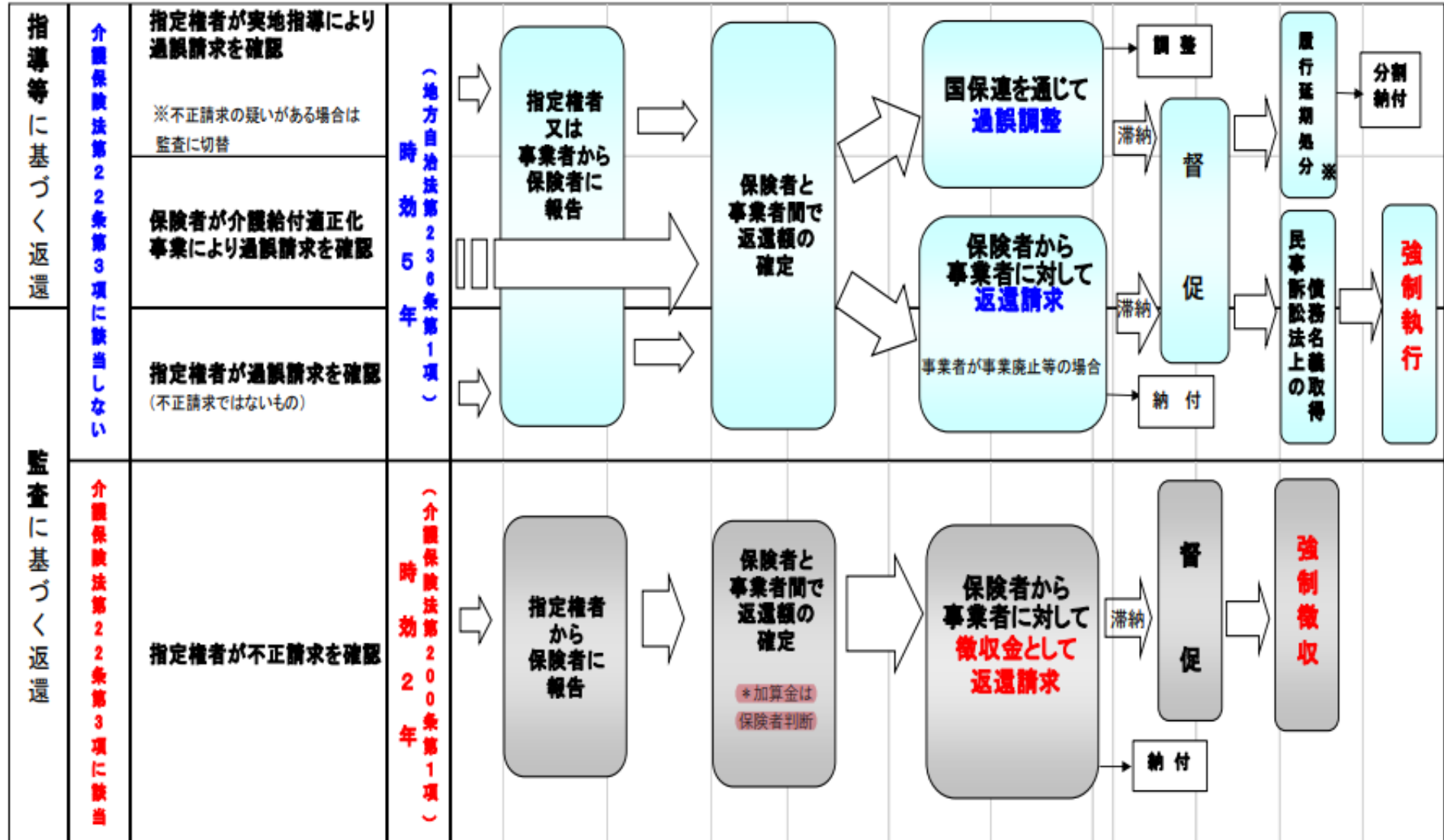
監査の結果、「偽り又は不正な行為」があることが判明した場合は、介護保険法22条3項により事業者に対し不正に受給した保険給付として返還すべき額のほかに、当該返還すべき額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう命じるもの。

(不正利得の徴収等)

第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者がいるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる（以下省略）。

3 市町村は、（途中省略）当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

徴収金・過誤調整等の取扱いについて



※根拠：地方自治法施行令第171条の6第1項

3 運営指導の流れ

(1) 日程調整

運営指導実施月2か月ほど前に希望日程の確認のご連絡を行い、日程調整後、実施日を決定します。

(2) 実施通知の送付（市高齢者福祉課→事業所）

原則として運営指導実施日の1か月前までに対象となる事業所に実施通知を送付し、事前提出資料の提出等を依頼します。

(3) 事前提出書類の作成、提出（事業所→市高齢者福祉課）

運営指導実施日の約1～2週間前までに事前提出資料を作成し、提出します。

(4) 運営指導当日

運営指導当日、事業所を訪問し、管理者等からのヒアリングや国が示している確認文書等の関係書類の確認をします。基準違反等が確認された事項については、指導・助言等を通じて改善に取り組んでいただきます。

4 令和6年度運営指導の実施状況について

令和6年度の運営指導の実施状況（令和7年1月末現在）は次のとおり。

サービス名	運営指導実施数	改善が必要な事項数	口頭指摘事項
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	2	0	19
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	1	0	2
旧基準通所サービス（総合事業）	5	1	7
旧基準訪問サービス（総合事業）	0	0	0
居宅介護支援・介護予防支援	4	1	14
合計	12	2	42

5 令和6年度運営指導の指摘事項について

令和6年度の運営指導の指摘事項を記載しましたので、各事業所で改めて人員基準・運営基準・報酬算定についてご確認願います。

【共通】

改善が必要な事項

・虐待の防止のための措置のうち、指針の整備、委員会の開催、担当者設置が未実施のため、実施すること。

口頭指摘事項

・勤務一覧表について、人員基準を満たしているか確認できるように兼務している職員は、職種ごとに分けて記載すること。

・法定研修とされている研修について、年間計画に盛り込まれていない研修があったため、法定研修の内容を改めて確認し、年度内に研修を実施すること。

・運営規程を確認したところ、「虐待防止のための措置」が規定されていないため、運営規程を改正し、変更届を提出すること。

・虐待防止のための措置について、担当者を置いているが、明記しているものがなかったため、担当者を明記したものを作成すること。

・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針や相談窓口について、従業者へ周知等の必要な措置を講ずること。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための措置のうち、指針の整備、委員会の開催、訓練が未実施のため、実施すること。
- ・業務継続計画にかかる必要な措置のうち、研修及び訓練が未実施のため、年度内に実施すること。
- ・業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止について、研修及び訓練が義務づけられているが、研修と併せて行った訓練の実施記録がなかったため、訓練を実施した記録を残すこと。
- ・運営規程を確認したところ、令和6年4月1日に改正したものについて変更の届出がされていなかったため、変更届を提出すること。
- ・事故の対応記録等の様式を備えていなかったため、事故発生時に迅速に対応できるように対応記録簿等を備え、報告機関への事故報告書の様式についても確認すること。
- ・避難訓練を実施していたが、実施した記録がなかったため、記録を作成すること。
- ・避難訓練について、担当者が実施した記録を作成していたが、他職員へ周知した記録がなかったため、報告書を回覧する等他職員へ情報共有した記録を残すこと。
- ・滝沢市が保険者である利用者の事故について、事故報告書が提出されていなかったため、サービス利用者への介護サービスの提供に伴う事故が発生した場合には、速やかに保険者へ報告すること。
- ・個人情報の利用に関する同意書を得ていない利用者がいたため、個人情報の利用に関する同意書に同意を得ること。
- ・事業所内の書類について、必要時にすぐ取り出せるように、綴りがないものについては綴りを作成する等、日頃から書類の整理及び保管場所の整理を行うこと。

【地域密着型通所介護・旧基準通所サービス】

改善が必要な事項

・勤務体制一覧表を確認したところ、看護職員が不在の日があるため、サービス提供日ごとに事業所でバイタルチェックなど看護関係事務を行う時間帯に看護職員を1人以上専従配置すること。（単位ごとに）

口頭指摘事項

・業務日誌について、送迎バスで迎えにいない方についても、迎えを行った記載がされていた。請求にも影響する部分でもあるため、職員間で業務日誌の記載の仕方を再確認すること。

・医療・福祉関係の資格を持たない介護職員は、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられているが、外国人介護職員（育児休業中）について、未資格であるため、今後対応すること。

・生活相談員の勤務時間が書類上サービス提供時間を満たしていないため、実状に合わせ書類を整備すること。

【居宅介護支援】

口頭指摘事項

・利用契約書及び重要事項説明書について、日付の記載がないものがあったため、説明及び同意をもらう際に記入漏れがないか確認すること。

・契約書、重要事項説明書及び個人情報同意書について、契約開始日やサービス利用開始日と同意日の日付の整合性がとれていないものがあったため、今後対応を改めること。

・重要事項説明書の変更同意書について、適用年月日と同意日の日付の整合性がとれていないものがあったため、今後対応を改めること。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針について、指針に記載の委員会の開催回数と年間実施計画の開催回数不一致しているため、指針の内容又は年間実施計画を改めること。

- ・研修について、法人全体としての実施記録はあったが、居宅介護支援事業所としての実施記録がないものがあったため、研修を受講したことがわかるように実施記録を作成すること。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

口頭指摘事項

- ・運営推進会議の議事録について、公表していなかったため、事業所内への掲示や設置、事業所のホームページに掲載するなど議事録を公表すること。

- ・協力医療機関について、運営指導事前提出調書に記載の協力医療機関と介護台帳システムに登録している届出済の協力医療機関に相違があったため、協力医療機関の考え方を整理し、変更がある場合は、変更届を提出すること。

- ・計画作成担当者について、必要資格である研修終了証等が事業所に保管されていなかったため、必要資格の写しを保管すること。

- ・利用契約書について、署名欄の日付が抜けているものがあったため、漏れがないように確認すること。

- ・入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症であることを確認しなければならないが、認知症であることの根拠書類がない利用者がいたため、診断書等の根拠書類の確認及び保管を確実にすること。

【その他近年多い指摘事項等】

【共通／助言】

・運営指導で確認する書類（厚生労働省が定める確認文書）を事前に通知しているが、法人本部や系列の他事業所に書類を置いている等の理由から、運営指導当日に書類を確認できない場合が散見されるため、運営指導当日に確認文書を漏れなく準備すること。

・事業所内の書類について、「滝沢村」のままの記載があったり、市担当部課名の記載の誤りや変更がされていないものが散見されるため、最新のものに整備すること。（現在の市担当部課名は、令和6年4月の組織改編により福祉部高齢者福祉課になっております。）

【地域密着型通所介護・旧基準通所サービス／改善が必要な事項】

・生活相談員について、サービス提供ごとに確保すべき勤務延時間がサービス提供時間を満たしていないため、勤務体制を是正すること。

6 各種申請・届出に係る留意事項について

(1) 各種届出様式及び添付書類について

指定申請、指定更新申請、変更届及び事業廃止（休止、廃止）届の様式、付表、標準様式及び添付一覧については、市ホームページに掲載していますので御確認ください。

居宅介護支援

滝沢市HP：トップページ＞暮らしの情報＞福祉＞高齢者福祉＞介護保険サービス事業者・事業所の方へ＞居宅介護支援事業所の手続・届出について＞居宅介護支援事業所の指定、更新、変更届等の様式について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/kyotakushien-todokede/contents-11421/>

地域密着型（介護予防）サービス

滝沢市HP：トップページ＞暮らしの情報＞福祉＞高齢者福祉＞介護保険サービス事業者・事業所の方へ＞地域密着型（介護予防）事業者の手続・届出について＞滝沢市地域密着型（介護予防）サービスの指定更新・届出様式について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/tikimittiyaku-service/contents-11066>

介護予防・日常生活支援総合事業

滝沢市HP：トップページ＞暮らしの情報＞福祉＞高齢者福祉＞介護保険サービス事業者・事業所の方へ＞滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の手続・届出について＞滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業の指定更新・届出様式について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/siteijigyousha-todokede/contents-11064/>

(2) 各種申請・届出の提出期限について

指定申請

指定申請の場合は、事業開始概ね2月前までに市高齢者福祉課に相談のうえ、事業開始予定日の概ね1月前までに指定申請書等を提出してください。

※**地域密着型サービスについては、対応が異なりますので、個別に早めにご相談ください。**

指定更新

指定有効期間は6年のため、有効期限の1月前までに指定更新申請書等を提出してください。

※指定有効期限が切れる2か月前に指定更新対象事業所にお知らせの通知を送っています。通知がない場合も指定更新申請は必要ですので問い合わせ願います。

変更届

変更後10日以内（介護保険法）に届出をしてください。（変更届の様式に記載されている内容に変更が生じた場合に変更届が必要となります。）

※変更届の届出漏れが多い項目がありますので、再度確認願います。

- ・サービス提供責任者の変更(旧基準訪問サービス)
- ・事業所の建物の構造、専用区画等の変更（全サービス）（現在提出の平面図に変更が生じた場合に提出してください。移転、増改築の際は事前に連絡願います。）

廃止（休止）届

廃止（休止）日の1月前（介護保険法）までに届出をしてください。

※利用者が別の事業所において介護サービスを継続利用できるよう配慮した上で、廃止（休止）を行ってください。

再開届

休止していた事業を再開する場合は、再開した日から10日以内（介護保険法）に届出が必要です。（届出がないまま、介護報酬を請求した場合は、請求エラーとなりますので、留意願います。）

（3）介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

新規指定申請時及び新たに加算を算定する場合または算定していた加算の要件を満たさなくなった等の理由により、加算を算定しなくなった場合等加算取得状況に変更が生じた場合は、届出が必要です。

1 届出書類

- ①「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ②「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」

※体制状況一覧表は、全てのサービスが記載されていますので、該当サービスが記載されているページのみ印刷のうえ提出願います。

2 届出期限

◎算定開始月の前月15日・・・（通所・訪問系のサービス）

（注）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用含む。）、看護小規模多機能型居宅介護（短期利用含む。）、地域密着型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護など

◎算定開始月の初日・・・その他のサービス

（注）認知症対応型共同生活介護（短期利用を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を含む。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護など

※提出期限を過ぎてから提出された場合は、算定開始月が1月遅れますので、請求エラーとならないよう、請求の際は、再度算定月を確認してください。

3 加算が算定されなくなった場合

加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなりますので、速やかに1の届出書類を提出してください。

(4) 業務管理体制の届出について

業務管理体制整備届を提出している法人で、法人の代表者、法令遵守責任者等が変更となった場合は、変更届が必要となります。（管理者が法令遵守責任者となっている法人は、人事異動等により変更となった際は、業務管理体制の変更届も忘れずに届出願います。）

滝沢市への届出が必要となる事業者は、地域密着型（介護予防）サービスのみを行う事業者であって、かつ事業所等が滝沢市内にのみ所在する事業者となります。

岩手県ホームページにて、届出先及び提出書類を御確認ください。

岩手県HP：トップページ＞暮らし・環境＞福祉＞介護福祉＞介護サービス事業者の皆様へ＞介護サービス事業管理体制の整備について

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003728.html>

滝沢市HP：トップページ＞滝沢ライフガイド＞福祉＞高齢者福祉＞介護保険サービス事業者・事業所の方へ＞介護サービス事業管理体制の届出について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/contents-11670>

7 電子申請・届出システムについて

電子申請・届出システムは、指定・更新・変更等各種届出について、各事業所が必要な書類ファイルを添付してデータを送付することで、直接窓口を持参したり、郵送することなく申請や届出の手続きをすることができるものです。

令和7年度末までに全ての自治体に当システムの導入が義務付けられており、滝沢市では令和7年1月からシステムでの届出受付をスタートさせています。滝沢市ホームページにて詳細をご確認ください。

滝沢市HP：トップページ> 暮らしの情報> 福祉> 高齢者福祉> 介護保険サービス事業者・事業所の方へ> 介護事業所の指定申請等の電子申請届出システムについて

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/contents-15407>

【受付可能な申請・届出の種類】

新規指定申請、指定更新申請、変更届出、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、加算に関する届出・他法制度に基づく申請届出（処遇改善加算計画書・処遇改善加算実績報告書等）

※滝沢市が指定権者の介護サービスの種類に限ります。申請先（届出先）選択は、「滝沢市」を選択してください。

【電子申請届出システムの利用準備】

電子申請届出システムを利用するには、G Biz ID が必要です。システムで利用できる G Biz ID のアカウント種類は、「gBizID プライム（法人代表者用）」と「gBizID メンバー（法人の従業員用）」となります。最初に、gBizID プライムの申請が必要です。従業員の方は、gBizID プライムが作成する gBizID メンバーのアカウントで電子申請届出システムが利用できます。

G Biz ID の取得には2週間程度かかりますので、利用に合わせてお早めに申請してください。詳細は、以下のホームページをご確認ください。

G Biz ID サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

8 事故報告について

事業者は、医師の診断を受け、治療を必要とする事故等が発生した場合は、速やかに保険者に報告することが義務づけられています。

(1) 令和6年度介護保険事故報告件数一覧（令和7年1月末現在市受理分）

サービス種別	報告件数	事故の種別						
		骨折		裂傷	打撲	窒息・誤嚥	失踪	その他
		転倒（転落）	その他					
通所サービス	1	1	0	0	0	0	0	0
訪問サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設（特養）	6	2	4	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	3	3	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	1	0	0	1	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	3	0	0	1	1	0	0	1
地域密着型通所介護	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	15	7	4	2	1	0	0	1

(2)原因分析について

事故が起ってしまった場合には、原因究明を行うことが何よりも重要です。また、事故発生後は特定の職員のみではなく、組織全体で原因分析を行ってください。

(原因分析の例)

- 過去のヒヤリハットから、事故につながる事象はなかったか確認する。
- 事故対応に不備はなかったか、マニュアルに沿った対応ができたか確認する。
- マニュアルの内容に不備等はないか検討する。

(3)再発防止策について

再発防止策についても、上記同様組織全体で検討を行い、職員全体で共有をしてください。

ポイント

- ① 原因に対して最低でも一つ以上は再発防止策をあげる。
- ② 内容は現実的なものにし、日常の業務の中でどのように取り入れるかを検討する。

(4) 事故報告の様式等

事故報告の様式等は岩手県HP下記リンク先にありますので、ご確認ください。なお、令和6年11月から様式が変更になっておりますので、最新様式をご使用ください。

岩手県HP：トップページ> 暮らし・環境> 福祉> 介護福祉> 介護サービス事業者の皆様へ> 事故報告について

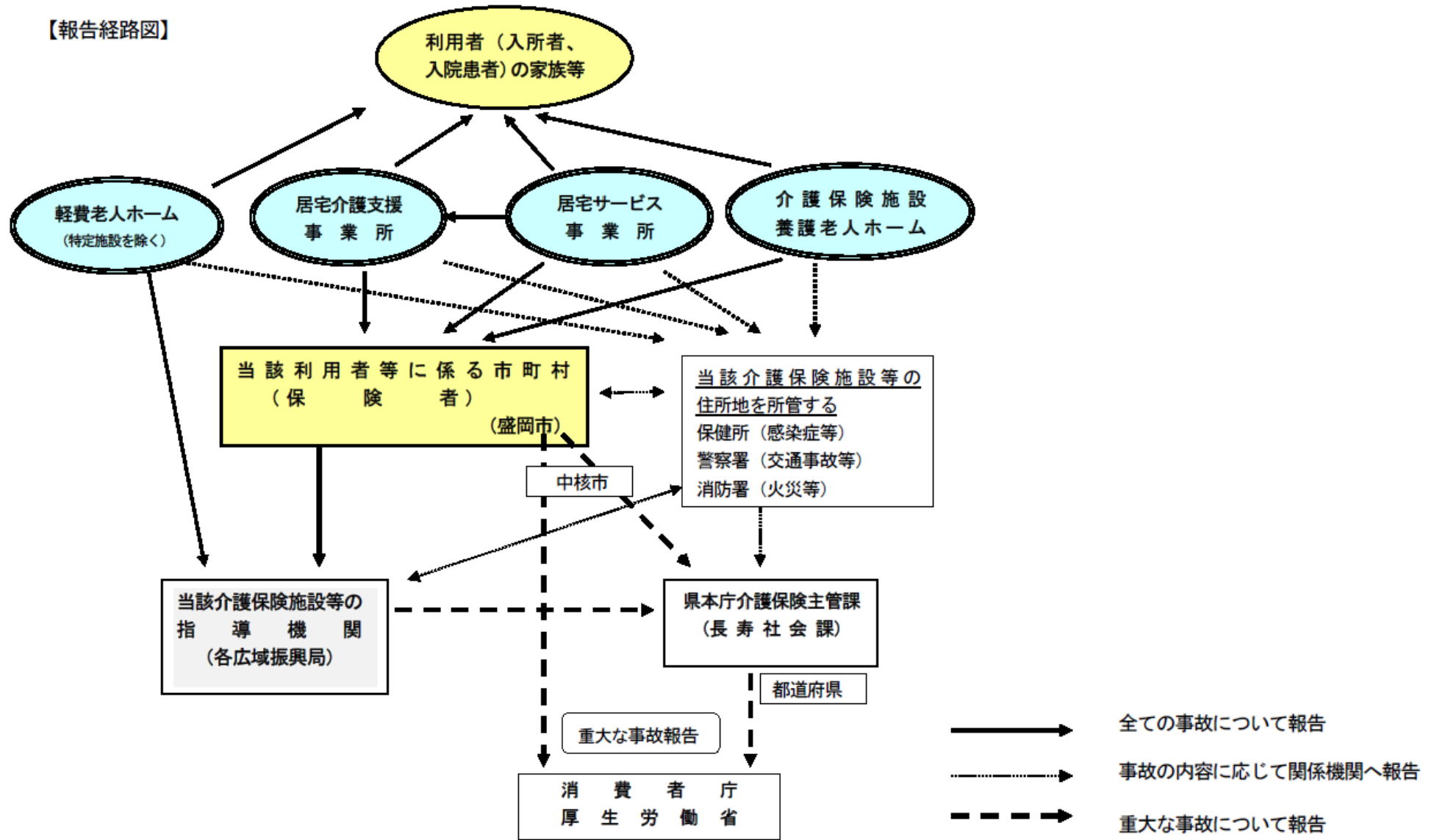
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003729.html>

※軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の報告先は、保険者ではなく当該介護保険施設等の指導機関（各広域振興局）となりますので、ご注意ください。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の報告様式等はこちら↓

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1003761/1003768.html>

【報告経路図】



9 介護サービス情報の公表について

令和6年4月1日に施行された改正介護保険法により、令和6年度から介護サービス事業所は、介護サービス事業者経営情報について当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することが義務化されました。下記リンク先をご確認頂き、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

○介護サービス事業者経営情報の報告

岩手県HP：トップページ> 暮らし・環境>福祉>介護福祉>介護サービス事業者の皆様へ>介護サービス事業者経営情報の報告

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1078786.html>

10 令和7年度以降適用される経過措置に係る留意事項について

令和7年度以降に適用される経過措置に関する留意事項について、改めてご確認頂き、期限までにご対応願います。

【全共通サービス】

「書面掲示」規制の見直し ※令和7年4月1日から義務化

「書面掲載」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のHP又は情報公表システム）上に掲載・公表しなければならないこととする。

【短期入所系サービス、多機能系サービス】

身体拘束等の適正化 ※令和7年4月1日から義務化

身体拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。

＜身体拘束等の適正化のための措置＞

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【短期入所系サービス・施設系サービス、居住系サービス、多機能系サービス】

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。 ※令和9年4月1日から義務化

1 1 よくあるお問い合わせ

Q①負担限度額認定証にかかる問合せで、電話で課税又は非課税を確認することができますか。また、電話で負担限度額認定証の段階を教えてください。

A.課税・非課税や負担割合証限度額認定証の段階を電話ではお答えしておりません。窓口又は郵送にて申請された上でご確認ください。

Q②家族と同一世帯になっている対象者について、世帯分離をすると負担限度額認定証の対象になりますか。

A.生計が別ということであれば、市役所の市民課でお手続き頂ければ、世帯分離をすることはできますが（原則、夫婦は世帯分離不可）、「負担限度額認定証の取得のため」という理由で世帯分離することは、適切ではありません。

Q③【居宅介護支援】サービス利用票（第6表）について、利用者の署名・押印は必要ですか。

A.介護報酬の解釈（緑本）P777に記載のあるとおり「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける」とされていますが、利用者から確認を受けた記録の仕方については、明記されておりません。このため、事業所ごとに取扱いが異なっており、保険者によっても見解が異なっているところです。ついては、近隣市町村の取扱いの確認及び滝沢市地域包括支援センターと協議を行い、滝沢市としては、押印又は署名（氏又は名のみでも可）をし、利用者が確認したことが「サービス利用票」をみてわかるように記録を残すこととします。なお、来年度の滝沢市地域包括支援センター主催の会議でも改めて周知予定です。

1 2 その他（事務連絡）

- ・請求や加算等に関するお問い合わせについて、限られた職員で対応していることから、事業所内でも法令・通知・Q & A等を調べた上でお問合せ願います。

最後までご覧いただきありがとうございました。

※受講後、受講確認票のご提出をお願いいたします。

（集団指導の確実な受講のため、受講確認票の提出をもって受講したことと見なします。）

回答期限：3月3日（月）